

生産資材価格高騰に係る農畜産物の適正な価格形成と営農継続に向けた需給  
改善対策等を求める意見書

世界では、新型コロナウイルス感染症終息後の需要回復を見込んだ石油等の価格高騰や、ウクライナ情勢によって肥料・飼料などの生産資材や穀物の相場が高騰している。

食料やエネルギーの多くを海外からの輸入に依存している我が国においては、急激な円安の進行により、様々な物の価格が上昇しており、農林水産省における2022年11月の食品価格動向調査でも、2020年より食用サラダ油が約45%、小麦粉が約21%上昇するなど、国民生活に多大な影響を及ぼしている。

こうした情勢を踏まえ、国は物価高騰に係る様々な対策を講じているほか、食料・農業・農村基本法の法改正を見据え、総合的な検証・見直しを進めているものの、現状では、物価上昇によるコストの増加を十分に補填できるものとなっていない。

また、コロナ禍での農畜産物の需要減退等により価格が低迷するなど、コストの増加分を販売価格に反映することができていないことに加え、酪農家においては、生乳の生産抑制を行うなどの対策を行っているものの、処理不可能乳の発生が懸念されるなど、営農継続が危機的な状況にある。

については、食料安全保障の強化に向けて、次のとおり要望する。

記

- 1 生産資材高騰に係る農畜産物の適正な価格形成が可能となるよう、流通・販売業者や消費者に向けた理解醸成に関する取組みを早急に実施すること。
- 2 牛乳乳製品等の消費拡大対策を一層強化するなど、早急な需給改善対策を講じるとともに、更なる無利子等の金融対策を併せて講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年12月16日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 あて